

雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域及び厚生労働大臣が定める期間を定める件

令和 2年 3月10日 厚生労働省告示第69号

施行：令和 2年 3月10日

改正：なし

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地域及び厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

雇用保険法施行規則附則第十五条の四の三第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する地域は北海道とし、厚生労働大臣が定める期間は令和二年二月二十八日から同年四月二日までとする。
